



EMBASSY
OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN
TOKYO

ウズベキスタン査証に関する重要なお知らせ

2018年2月3日付ウズベキスタン共和国大統領令に基づき、2018年2月10日より下記の国籍の保有者につきましては、入国日から30日間までの滞在に限り、ウズベキスタン査証が免除される運びとなりました。

査証免除適用国：日本国、大韓民国、イスラエル国、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国、トルコ共和国

詳細につきましてはウズベキスタン共和国大使館領事部までお問合せ下さい。

T: 03-6277-3442

2018年2月6日
駐日ウズベキスタン共和国大使館